

山形県地域協調型洋上風力発電研究・検討会議

第3回 遊佐沿岸域検討部会

日時：平成30年12月26日（水）13:45～16:30

場所：パレス舞鶴

（山形県飽海郡遊佐町小原田字沼田 12-1）

○内容

(1) 開 会

(2) 主催者挨拶

(3) 住民勉強会結果報告

(4) 海洋再エネ法について

(5) 講 演

「漁業と洋上風力発電の共存・共栄について」

国立大学法人弘前大学 地域戦略研究所

海洋エネルギー利活用研究室 教授 桐原 慎二 氏

(6) 遊佐沿岸域検討部会まとめ・意見交換

(7) その他

(8) 閉会

【配付資料】

【資料1】 遊佐沿岸域検討部会 住民勉強会結果報告

【資料2】 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律

【資料3】 漁業と洋上風力発電の共存・共栄

【資料4】 これまでの部会における議論の整理・まとめ

【資料5】 洋上風力発電研究・検討の今後の進め方

1. 開会

2. 主催者挨拶

山形県環境エネルギー一部佐藤次長より挨拶。

3. 住民勉強会結果報告

事務局より資料1に基づき、11月25日に開催された住民勉強会の結果を報告した。

4. 海洋再エネ法について

事務局より資料2に基づき説明した。

5. 講演

国立大学法人弘前大学地域戦略研究所、海洋エネルギー利活用研究室の桐原教授より「漁業と洋上風力発電の共存・共栄について」の講演があった。

6. 遊佐沿岸域検討部会まとめ・意見交換

事務局より資4及び5に基づき説明した。

7. 意見交換

伊藤委員（西遊佐地区まちづくりの会）

西遊佐地区では、10月と11月に、地区内の区長や役員等を集めて意見交換を行った。内容はこの部会で整理された意見と同じようなものが多かった。例えば、低周波の健康への影響がないとすれば賛成したいという意見や、海岸浸食の悪化にならないこと、観光地の景観を損なわないような対応を要望するものであった。私としては漁業関係者の合意を見出すことが最優先だと思う。地域住民としては絶対反対との意見は出なかった。

佐藤（勝）委員（吹浦漁業技術研究会）

漁業者が最も心配なのは、漁場がなくなることである。遊佐町の漁場の中には酒田と遊佐と入会区域があり、遊佐の漁業者と酒田の漁業者が漁を行っている。そうした中で、漁業者の一人ひとりに納得してもらうことが最も重要である。

課題はいろいろある。例えば、風車を建てる範囲は沖合1kmから4kmとのことだが、工事中もその範囲で済むのか。それを超えると、やろうとしていた漁業ができなくなる心配もある。また刺網を専業としている漁業者への対応はどうなるのか。遊佐の漁業者は平成年齢60歳を超えており、今後の海の活用方法を考えると、洋上風力発電はひとつの方向として将来的には良いことではないか。しかし現状の漁師のことを考えて、納得してもらえよう協力をお願いしたい。

畠中委員（遊佐町地域生活課）

遊佐町のエネルギー基本計画では、再生可能エネルギー導入による地域の活性化、災害に強いまちづくり、省エネの推進をうたっている。洋上風力の導入にあたっては、まずは地域の合意形成を図り、あわせて産業振興、地域振興にもつながるような取組みとして欲しい。11月下旬から12月上旬にかけて各地区で説明会を開催した。町民へ更なる情報提供を行い、意見を聞いていくことが必要と考えている。

梶脇委員（(国研)水産研究・教育機構）

2点質問させていただく。

1点目は、7月の研究・検討会議において、入会区域で漁業を行っている酒田の漁業者が遊佐部会の中でどのように関与するかを検討するよう要望したが、これまではその部分には触れられていないので、事務局ではどう考えているか。

2点目は、法定協議会の立ち上げについて、県として誰が判断してどのような手続で要請を行うか。法定協議会は、事業の実施可否も含めて議論をするというよりは、実施に向けて、促進区域に関する協議を行う機関であるとの認識だが、県はどのように考えているか。

事務局

1点目、酒田市の漁業者との入会の調整について。県漁協とも相談した結果、まずは漁業者同士での話し合いを踏まえ、こうした会議への参画はその次の段階として考えるということで、必要に応じて説明を行ったり漁協の取組みが促進されるよう協力を行ってきている。

2点目について。必ずしも法定協議会の設置イコール洋上風力発電の導入決定の意思表示とはならないと考えている。県としては、調整の場である法定協議会の議論を通じて判断するという姿勢。協議会の設置申請については、研究・検討会議での意見を踏まえ、県として意思決定を行いたいと考えている。

中村委員（(一社)日本風力発電協会）

風力発電事業は長期にわたるため、地域との合意形成や、地域振興につながるものが重要。新法に基づく法定協議会は、国として積極的に地元の意見を聞き、対応していく制度として非常に大事なものと認識している。風車建設時のインパクトや影響に視点が向きがちであるが、実際は30年にわたって安全・確実に発電を行うための費用の方が大きい。そうしたことへの理解も含め、協議会で議論を深めてもらいたい。今後、事業が実施される場合も、県や遊佐町の行政が積極的に関与すべき。事業者と漁業者や地域住民まかせにせず、一緒に最後まで対応してほしい。

事務局

地域住民や漁業者の意見を集約して事業者とつないでいく組織なり仕組みが必要という意見は承った。引き続き検討していく。

西村委員（山形県漁業協同組合）

この計画が進むとなると、平成 35 年の共同漁業権の免許更新の時期と重なることになる。免許は 10 年で更新となるため、事業が進む場合に更新等がどのような取り扱いになるかを教えてほしい。

阿部委員（県庄内総合支庁水産振興課）

仮に風車が建つとなっても、今のところ漁業権の消滅といったことは想定していない。免許の段階で何らか支障があれば水産庁に相談して対応したい。

岡崎委員（日本野鳥の会山形県支部）

騒音について、1 km 以上離れているから問題ないというが、風車の基数によるのではないか。30 本なり 50 本立った時の相乗的・累積的な評価は検討しているのか。低周波についても、影響がないのではなく調査ができないという結果だと認識している。これも本数が多くなった場合の累積的な影響があるのかどうか。そうしたことも含めてさらに検討して欲しい。

事務局 環境影響評価においては、ウインドファームで何本も建つ場合の騒音の予測を行い、そのうえで国が定める環境基準と比較を行っている。低周波も基本的には空気の振動であり、騒音と同じ。住民から懸念が多ければ、事業実施後に騒音及び低周波の調査を行うこともある。

岡崎委員（日本野鳥の会山形県支部）

遊佐町は都市部と比較して静穏な地域であるため、一律の基準では判断できないのではないか。

事務局 環境基準は地域の特性や時間帯に応じて定められており、もともと静穏な地域には厳しい基準が設定されている。また、今の騒音レベルに対してどの程度上がるかという点についても評価を行う。基準の評価と現状非悪化という 2 つの視点で、事業者は住民に影響がないような形で風車の配置を考えていくことになる。

眞嶋委員（稲川まちづくり協会）

地震や津波、台風などの異常気象に対して風力発電の施設は耐えられるのか。

中村委員（（一社）日本風力発電協会）

日本の風車（陸上）は、建設時に厳しい基準があり、安全を確保している。洋上風車は陸上の発展版と考えられ、現在、国交省と経産省が日本の洋上風車の基準をひとつずつ定めている。それは当然地震や波の力などを考慮し最新の技術で基準を定めるので心配は不要と考える。

佐藤（憲）委員（遊佐地域づくり協議会）

今後も町民の関心を高めていくために我々委員としても努力する必要があると思う。ただ漁協や漁業者の話し合いが進まないと、地域住民としての新たな意見を出しにくい。今後は漁業振興と産業振興について将来の遊佐町を考えた議論を進めたい。各団体が、ぜひ同じテーブルで前向きになればいいと思っている。

伊原委員（山形県漁業共同組合）

遊佐地区または酒田地区の漁業者には、丁寧に慎重に議論をしてもらう必要がある。酒田の漁業者とは今後話し合いを前向きに行っていきたい。今ここで漁協として賛成・反対という話はできないが、他県の漁業者との交流で情報も入手しながら、漁業と洋上風力発電のウイン・ウィンの関係をつくっていきたいと希望している。漁業振興の具体的な内容については、漁業権の問題も含め今後考えていかなければならない。

中原委員（（一社）海洋産業研究会）

いくつかコメントする。洋上風力発電事業の漁業協調には3つのカテゴリーがあり、①気象データの提供や構造物による漁礁効果など、漁業に直接貢献するもの、②洋上風車の保守管理における漁船チャーターなどの副次的な貢献、③発電した電力を漁業施設に供給するなど漁業活動の基盤形成に役立てるもの、に分けて考えるべき。また、魚の音に対する影響について講演でも紹介されていたが、研究が徐々に進みつつあるので、最新の知識を持って対応したい。

2点目は新法（略称は「再エネ海域利用法」）について。昨日資源エネルギー庁と国土交通省の合同ワーキンググループ会議が開催され、私も出席した。促進区域として想定する規模、法定協議会と事業者の関係、事業者における漁業者との合意形成の時期など、残された課題がたくさんある。会議の情報は公開されるので、法定協議会の申請については、これらも参考に、いろいろなチャンネルで情報を入手して判断すべき。

3点目。洋上風力に限らず、事業は地域の合意形成なしには進められないのは常識であり、事業者は地域と協調する意識を最初から持っている。ただ、それが本当に地元のニーズや考え方にあっているかどうかは地元のほうからチェックしなければいけない。環境省では青森県でソーニングのモデル事業を実施し、騒音、鳥類、景観などの調査を10カ所で3年間にわたり実施している。このような情報もしっかり収集し、地域にとって最もいい判断をすることが重要。第三者的な機関が判断する形が望ましい。

事務局 具体的な手続の情報なども十分踏まえ、申請も視野に入れて引き続き検討を進めていきたい。

三木部会長（東北公益文科大学）

今年度3回の部会を通じて、多くの委員の皆様からそれぞれの立場でご発言をいただいた。皆様からいただいたご意見を今後につなげるため、来年度は、事務局案のとおり部会としてさらに議論を深めつつ、法律に基づく検討ができるよう準備を進めていく必要があると考える。遊佐沿岸域検討部会の本年度の成果とともに、この旨を全体会議で報告するということにしてよろしいか。

（異議なし）

三木部会長（東北公益文科大学）

洋上風力発電の導入を検討する上で、海域の先行利用者である漁業関係者のご理解をいただくことは大変重要である。漁業者の内部調整だけでなく、事務局においても、なお一層、関係者の理解促進を図る取組みを行うよう求めたい。以上で議事を終了する。

8. その他

なし

9. 閉会

〔了〕